

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第24号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則（流通戦略課）	1

公布された法令のあらまし

◎食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第12号）

兵庫県認証食品の認証の手續に係る申請者らの負担軽減を図るため、当該認証の有効期間の上限を引き上げることとした。

規 則

食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第12号

食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

食の安全安心と食育に関する条例施行規則（平成18年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。
第11条第2項中「3年」を「5年」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。